

新型コロナウイルス感染症により影響を受けている 中小企業者の皆様への緊急支援

市では、新型コロナウイルス感染症により、経営の安定に支障をきたしている又は今後の資金繰りに支障をきたす恐れのある中小企業の皆様を対象に、支援制度を緊急に創設しました。

対象となる方

新潟県セーフティネット資金（新型コロナウイルス感染症対策特別融資） を利用する市内中小企業

※次の要件を満たす必要があります。

- 市内に事業所を有すること
(個人事業主…現住所が市内でも可)
- 補助金の交付を申請する時点で、
継続して事業を行っていること

新潟県セーフティネット資金

| | |
|-------|---|
| 利用要件 | 新型コロナウイルス感染症の影響により、損害が生じている又は今後の資金繰りに支障をきたすおそれがある中小企業者等 |
| 借入限度額 | 5,000万円（借換不可） |
| 利率 | 1.15～1.75%（借入年数による） |
| 借入期間 | 10年以内（据置き3年以内を含む。） |
| 取扱期間 | 令和2年2月28日～3年3月31日 |

※令和2年3月23日より融資限度額と融資期間・据置期間の要件拡大開始

支援内容

○信用保証料の補給（県セーフティネット資金の取扱期間内に融資が実行されたもの）

市内中小企業者が、新潟県セーフティネット資金を利用する際に信用保証協会に支払う信用保証料の全てを、市が負担します。

【補給割合】 100%

※既に融資が実行され、信用保証料を支払った事業者にとっては、
差額分を補助金として交付します。

○借入利子への補助

新潟県セーフティネット資金の借入利子の一部を、市が補助金として交付します。

- 補助率 1.0%、2年分（融資額1,000万円を上限とする）
- 補助方法 融資実行後に1.0%、2年分の利子相当額を一括補助
- 申込先 上越市産業政策課（融資実行日から30日以内に申請してください）
- 申込期間 令和3年4月30日まで ※市税を滞納していないことが要件となります

◆◆ 問い合わせ先 ◆◆

上越市産業観光交流部産業政策課 産業振興係
TEL025-526-5111（内線）1267